

橋本市病院事業管理規程第4号

橋本市病院企業職員希望降任制度実施規程の一部を改正する規程
を、別紙のとおり定める。

令和7年1月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員希望降任制度実施規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員希望降任制度実施規程(令和 2 年橋本市病院事業管理規程第 25 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(対象職員) 第 2 条 希望降任制度の対象となる職員は、橋本市病院企業職員の給与に関する規程(平成 18 年橋本市病院事業管理規程第 22 号。以下「給与規程」という。)第 5 条第 1 項に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) 略 附 則 この規程は、<u>令和 2 年 8 月 11 日</u>から施行する。	(対象職員) 第 2 条 希望降任制度の対象となる職員は、橋本市病院企業職員の給与に関する規程(平成 18 年橋本市病院事業管理規程第 22 号。以下「給与規程」という。)第 4 条において準用する橋本市職員の給与に関する<u>条例(平成 18 年橋本市条例第 62 号)第 8 条第 1 項</u>に規定する給料表(以下「給料表」という。)の適用を受ける者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) 略 附 則 この規程は、<u>公布の日</u>から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。